



(令和3年度)

共同募金寄付金の税制優遇について

～個人からの2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります～

共同募金会への寄付は、極めて公益性の高い福祉の増進に役立てられることから、税制上の優遇措置が設けられています。

個人からの2,000円を超える寄付金は所得税、住民税の寄付金控除をお受けいただくことができます。

また、平成23年6月30日付で租税特別措置法(第41条の18の3)が改正され、所得税については新たに**税額控除の適用**が受けられることになりました。

なお、確定申告される場合、本会が発行する「免税領収書」の添付が必要となります。

所得税は2通りの優遇内容から寄付者がどちらかを選択することになりますので、下記をご参照のうえ、手続きください。

【税制優遇の内容】

《 共同募金会に対する個人からの寄付金 》

① 「所得税」の寄付金控除

下記の方法から寄付者が選択できます。

A 次の金額が課税対象となる**所得金額**から控除されます。

寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)－2千円

B 次の金額が**納付すべき所得税額**から控除されます。

[寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)－2千円]×40%

※ Bを選択した場合、

(1) 控除額は所得税額の25%が限度となります。

(2) 横浜市長発行の「税額控除に係る証明書」が必要になります。

(本会が発行する免税領収書の裏面に同証明書(写し)を記載しています。)

② 「住民税」の寄付金税額控除額

次の金額が**納付すべき住民税額**から控除されます。

[寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)－2千円]×10%

(注) 住民税の寄付金控除をお受けいただく場合は、住民税賦課期日(1月1日)に神奈川県内に住所地を有することが条件となります。

◇ 詳細は事務局までお問い合わせください。

【神奈川県共同募金会事務局】〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 ☎045-312-6339